

佐賀県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年六月十二日から平成二十一年七月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 大木場武雄線	嬉野市塩田町大字五町田字千堂甲二九五七番一地从先から 嬉野市塩田町大字五町田字一本黒木甲三一九一番四地先まで	幅員 三・三メートル 延長 三〇八・六メートル
	嬉野市塩田町大字五町田字千堂甲二九五七番一地从先から 嬉野市塩田町大字五町田字一本黒木甲三一九一番四地先まで	幅員 九・九メートル 延長 三〇八・三メートル